

○厚生労働省告示第二百七号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号及び別表19の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示を次のように定め、平成三十年四月十八日から適用する。

平成三十年四月十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示

（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部改正）

第一条 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正する。

改正後							
番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード	
(略)							
1962から 1994まで	(略)	(略)	(略)	(略)	なし ニボルマブ、ペム ロリズマブ、アテゾ リズマブ、ラムシル マブ、ペバシズマ ブ、ペトレキセド ナ トリウム水和物、ク リゾチニブ、アレク サニブ塩酸塩、セリ チニブ、オシメル チニブメシル酸塩、ゲ フィチニブ、アフ チニブマレイン酸 塩、エルロチニブ、カ ルボプラチン+バク リタキセル、化学療 法、放射線療法、G0 05、J045なし	(略)	(略)
(略)							
2183から 2187まで	(略)	(略)	(略)	(略)	なし オマリズマブ、メボ リズマブ、ペンラリ ズマブ、J045なし	(略)	(略)
(略)							
2あり					オマリズマブ、メボ リズマブ、ペンラリ ズマブ		
(略)							
3849から 3872まで	(略)	(略)	(略)	(略)	なし イブリツモマブチウ キセタン塩化イット リウム、イブリツモ マブチウキセタン塩 化インジウム、ブレ シツキシマブ、ペド ベン、モガムリズマ ブ、フォロデシン塩 酸塩、フララトレキ サート、ロミデブシ ン、ペンダムステン 塩酸塩、ホルテゾミ ブ、リツキシマブ、 化学療法、放射線療 法、J038 (4に 限る。)、G005、J045な し	(略)	(略)
(略)							
6あり					モガムリズマブ、フ オロデシン塩酸塩、 フララトレキサート ロミデブシン		
(略)							

改正前							
番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード	
(略)							
1962から 1994まで	(略)	(略)	(略)	(略)	なし ニボルマブ、ペム ロリズマブ、ラムシ ルマブ、ペバシズマ ブ、ペトレキセド ナ トリウム水和物、ク リゾチニブ、アレ クサニブ塩酸塩、セ リチニブ、オシメル チニブメシル酸塩、 ゲフィチニブ、アフ チニブマレイン酸 塩、エルロチニブ、 カルボプラチン+バ クリタキセル、化学 療法、放射線療法、 G005、J045なし	(略)	(略)
(略)							
2183から 2187まで	(略)	(略)	(略)	(略)	なし オマリズマブ、メボ リズマブ、J045なし	(略)	(略)
(略)							
2あり					オマリズマブ、メボ リズマブ		
(略)							
3849から 3872まで	(略)	(略)	(略)	(略)	なし イブリツモマブチウ キセタン塩化イット リウム、イブリツモ マブチウキセタン塩 化インジウム、ブレ シツキシマブ、ペド ベン、モガムリズマ ブ、フォロデシン塩 酸塩、フララトレキ サート、ペンダムス テン塩酸塩、ホルテ ゾミブ、リツキシマ ブ、化学療法、放射 線療法、J038 (4に 限る。)、G005、J0 45なし	(略)	(略)
(略)							
6あり					モガムリズマブ、フ オロデシン塩酸塩、 フララトレキサート		
(略)							

（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部改正）

第二条 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第百四十号）の一部を次の表のように改正する。

改正後			改正前		
別表	薬剤	番号	別表	薬剤	番号
(略)			(略)		
17	ソマトロピン（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成29年11月30日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	4077及び4078	(新設)	(新設)	(新設)
18	エクリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成29年12月25日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1741から1745まで	(新設)	(新設)	(新設)
19	アバタセプト（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成30年2月23日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3164及び3168	(新設)	(新設)	(新設)
20	オラパリブ（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成30年1月19日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3697、3698、3708、 3709及び3714	(新設)	(新設)	(新設)
21	イブプロフェン L-リシン（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成30年1月19日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	4011から4013まで	(新設)	(新設)	(新設)
22	ベンラリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成30年1月19日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2187	(新設)	(新設)	(新設)
23	イノツマブ オゾガマイシン（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成30年1月19日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3832及び3838	(新設)	(新設)	(新設)
24	デュビルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成30年1月19日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3233	(新設)	(新設)	(新設)